

## 令和3年度 飯山市地域防災計画の修正概要

上位計画である長野県地域防災計画の令和2年度分の修正事項等を反映しました。

### ●主な修正内容

( ) 内は、総：総則、風：風水害対策編、地：地震災害対策編、雪：雪害対策編

【凡例】風水害対策編 1 章 1 節⇒ (風 1-1)

※独：飯山市の独自修正

1	令和元年東日本台風災害の振り返りに基づく修正
	①マイ・タイムラインの普及等、適切な防災行動の周知 (風 1-31)
	②避難所の環境改善に向けた取組 (風 1-11 ほか)
	③物資調達の迅速化や広域連携に向けた、物資調達・輸送調整等支援システムの活用 (風 2-14 ほか)
	④在宅避難者、多様な避難先へ避難した者の把握 (風 1-11 ほか)
	⑤千曲川・犀川流域 (緊急対応) タイムラインの運用 (風 1-2) ※独
2	新型コロナウイルス感染症対策に伴う修正
	⑥避難所の感染症対策 (総 1-2 ほか)
	⑦ホテル・旅館等の活用 (風 1-11 ほか)
3	その他
	⑧災害対策基本法の一部改正に伴う、避難情報の名称変更 (風 1-2 ほか)
	⑨飯山市国土強靱化地域計画、飯山市災害時受援計画との整合性 (総 1-1 ほか) ※独
	⑩避難行動要支援者名簿の対象基準の変更 (風 1-8) ※独



# 令和3年度 飯山市地域防災計画の修正概要 (主な内容)

令和4年1月24日  
飯山市防災会議

## 飯山市地域防災計画の修正スケジュール

国  
防災基本計画修正



長野県  
災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正に基づき、長野県の特異性を加味しながら、県地域防災計画を修正



飯山市  
県の計画の修正（防災基本計画や長野県の特異性を加味）に基づき、市地域防災計画を修正  
※一部、国のガイドラインの反映など独自に修正



飯山市地域防災計画に基づき、防災対策を実施  
必要に応じ個別マニュアルなどを作成・修正

(備考)

県計画は年度末に修正しているため、当該修正分について、市の修正は翌年度の修正となる。

# 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

## 1 令和元年東日本台風災害の振り返りに基づく修正 （県地域防災計画修正に伴う修正）

（修正内容①） マイ・タイムラインの普及等、適切な防災行動の周知

令和元年東日本台風災害を踏まえ、洪水に備えた自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理したマイ・タイムライン(防災行動計画)について、住民の理解を深めるため、作成方法等の周知を図る。



### 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第31節 防災知識普及計画

（新旧対照表 P141）

（今後の対応）

令和3年8月に市報と併せてマイ・タイムライン(保存版)を全世帯へ配布済み。今後は、各地区の区長会等で作成方法の講習会を実施する。

2

# 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

## 1 令和元年東日本台風災害の振り返りに基づく修正 （県地域防災計画修正に伴う修正）

（修正内容②） 避難所の環境改善に向けた取組

令和元年東日本台風災害を踏まえ、避難所に関する環境(衛生(T:トイレ)、食事(K:キッチン)、睡眠(B:ベッド等)の向上を図るため、備蓄や関係団体との協定締結等を進める。



### 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第11節 避難の受入れ活動計画 ほか

（新旧対照表 P91、358）

（今後の対応）

食料、トイレ、簡易ベッド等、避難所において最低限必要となる備蓄品について、計画的に備蓄を進め、不足分を補えるよう、関係団体との協定締結を進める。

3

## 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

### 1 令和元年東日本台風災害の振り返りに基づく修正 (県地域防災計画修正に伴う修正)

(修正内容③) 物資調達迅速化や広域連携に向けた物資調達・輸送調整等支援システムの活用  
令和元年東日本台風災害を踏まえ、国・県等へ迅速な支援を要請するツールとして、国が管理する物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画  
第14節 食料品等の調達供給活動 ほか

(新旧対照表 P382、383、56、101)

(今後の対応)

購入した備蓄品(事務用品を除く)は、随時、物資調達・輸送調整等支援システムへ入力することとしている。有事に備え、システムを利用した物資の要請ができるよう、引き続き訓練を実施する。

4

## 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

### 1 令和元年東日本台風災害の振り返りに基づく修正 (県地域防災計画修正に伴う修正)

(修正内容④) 在宅避難者、多様な避難先へ避難した者の把握

令和元年東日本台風災害を踏まえ、生活再建への遅れや健康を害する恐れを防ぐため、半壊以上の被害を受け、避難所以外へ避難した在宅避難者等の状況の把握、及び関係部署で情報共有できるよう体制整備に努める。



風水害対策編 第1章 災害予防計画  
第11節 避難の受入れ活動計画 ほか

(新旧対照表 P96、360)

(今後の対応)

被災者情報の一元化し、関係部署において情報共有できるよう、被災者台帳のシステム化等について検討する。

5

# 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

## 1 令和元年東日本台風災害の振り返りに基づく修正 （市の独自修正）

（修正内容⑤）千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインの運用

千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムライン（※）の運用開始に伴い、防災行動の事前確認を行うこと、関係機関と連携し、早期の防災対応を行うことを追加。

（※）流域（緊急対応）タイムラインは、注意報・警報が発令される以前の段階で、国・県・流域市町村、及びマスコミ・公共交通機関等の関係団体が、早めの防災行動に着手できるよう定めたもの。早期に流域全体で危機感を共有する時期を「流域警戒ステージⅠ～Ⅳ」とし、台風最接近の5～2日前から関係機関で情報を共有し、早期に対応を実施することとしている。



### 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第2節 災害発生直前対策

（新旧対照表 P57）

（今後の対応）

出水期前において、タイムラインの内容を確認し、防災行動を把握する。また、対応演習等へ参加し、実運用に備える。

6

# 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

## 2 新型コロナウイルス感染症対策に伴う修正 （県地域防災計画修正に伴う修正）

（修正内容⑥）避難所の感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資等の備蓄、過密抑制などに努める。



### 総則 第2節 防災の基本理念及び施策の概要 ほか

（新旧対照表 P4、94、140）

（今後の対応）

感染症対策として、マスク、手指消毒用アルコール、パーティション等を備蓄する。併せて、非常持出品として、家庭内でも備蓄を図るよう、市民へ呼びかける。

また、車中泊や親戚・知人等宅への避難など、避難所以外への避難についても検討するよう、市民へ働きかける。

7

## 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

### 2 新型コロナウイルス感染症対策に伴う修正 (県地域防災計画修正に伴う修正)

(修正内容⑦) ホテル・旅館等の活用

避難者の密な状況を防ぐため、要配慮者の避難先としてホテル・旅館等の民間施設を活用できるように協定の締結等に努める。



#### 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第8節 要配慮者支援計画 ほか

(新旧対照表 P77、94)

(今後の対応)

市内にあるホテルや民宿等が活用できるか検討を図る。

8

## 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

### 3 その他

(修正内容⑧) 災害対策基本法の一部改正に伴う、避難情報の名称変更

災害対策基本法の一部改正(避難勧告の廃止等)により、令和3年5月から避難情報の名称が変更となったことに伴う修正。



#### 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第2節 災害発生直前対策 ほか

(新旧対照表 P56、351ほか)

(今後の対応)

令和3年市報6月号、ホームページにより市民への周知を行った。今後は、市民向けの防災講座等の機会を通じて、市民への周知を図る。

9

# 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

## 3 その他(市の独自修正)

(修正内容⑨) 飯山市国土強靱化地域計画、飯山市災害時受援計画との整合性

令和2年度に策定した飯山市国土強靱化地域計画(※)、飯山市災害時受援計画との整合性について記載。

(※)東日本大震災の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、国の「国土強靱化基本計画」、県の「長野県強靱化計画」が上位計画となる。大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために策定した計画。



### 総則 第1節 計画作成の趣旨ほか

(新旧対照表 P1、63)

(今後の対応)

飯山市国土強靱化地域計画を踏まえ、掲げた7つの目標に基づき防災対策を進める。また、大規模な災害により、周辺自治体からの応援を必要とする場合には、各業務の受援担当者や応援職員等の執務スペースを示した飯山市災害時受援計画とともに防災対応を実施する。

10

# 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

## 3 その他(市の独自修正)

(修正内容⑩) 避難行動要支援者名簿の対象基準の変更

避難行動要支援者名簿(※)の対象基準のうち、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯とする基準に、同居する18歳未満のみが支援者となる場合は、名簿対象とできるよう文面を追加。

(※)避難行動要支援者名簿は、災害時において、自ら避難が困難で支援が必要となる方の名簿であり、災害対策基本法により作成することが定められている。

例えば、親(40歳)、子ども(10歳、5歳)の3人家族で親が名簿対象の基準を満たしていても、65歳以上のみの世帯という条件で対象外となってしまうため、基準を追加することとした。



### 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第8節 要配慮者支援計画

(新旧対照表 P74)

(今後の対応)

本年度の避難行動要支援者名簿作成時に、対象条件を追加する。(本年度該当者4名)

11

# 飯山市地域防災計画の修正概要（主な内容）

## 3 その他(市の独自修正)

(修正内容⑩) 避難行動要支援者名簿の対象基準の変更

避難行動要支援者名簿の対象基準に、小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者を追加。



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画  
第8節 要配慮者支援計画

(新旧対照表 P75)

(今後の対応)

本年度の避難行動要支援者名簿作成時に、対象条件を追加する。  
(北信保健福祉事務所にて受給者を把握。受給者数は10名弱。)